

尼崎署 第8次粉じん障害防止総合対策推進5か年計画

第1 目的

この粉じん障害防止総合対策は、昭和56年以降7次にわたり推進してきたところである。

その結果、当署におけるじん肺新規有所見者は当初より大幅な減少を図ることができた。平成15年度から平成19年度の第6次粉じん障害防止総合対策推進5か年計画期間において、じん肺新規有所見者は4人であり、第6次粉じん障害防止総合対策推進5か年計画期間も同数の4人の結果となった。

新規有所見者の内訳では、業種別及び作業別に見ると、金属製品製造業及び機械器具製造業でのアーク溶接作業及び金属等研ま作業で発生している。

このため、中長期的な観点の立場で粉じん作業に関する適正な作業管理、作業環境管理及び健康管理を強力に推進することにより、じん肺の発生及び進行を防止することが重要である。

今後も粉じん障害防止対策を事業者が重点的により一層の推進を図ることとする。

第2 計画の期間

平成25年度から平成29年度までの5か年

第3 重点事項

- 1 アーク溶接作業と岩石等の裁断作業に係る粉じん障害防止対策
- 2 金属等の研ま作業に係る粉じん障害防止対策
- 3 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- 4 離職後の健康管理

第4 労働基準監督署の実施事項

- 1 アーク溶接作業と岩石等の裁断作業においては粉じん障害予防規則が改正され平成24年4月に施行されたことの周知のための集団指導の実施
- 2 個別指導、監督指導等の実施
- 3 計画の届出の徹底、適正な審査及び実地調査の実施
- 4 電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨
- 5 関係団体等に対する指導等の実施
労働災害防止団体、事業者団体等に対する指導等
- 6 啓発活動の実施
 - (1) 粉じん障害防止総合対策推進強化月間（9月）
 - (2) 粉じん対策の日（毎月特定の日「粉じん対策の日」）
- 7 ずい道等建設工事の発注者に対する要請の実施
- 8 中小規模事業場への支援

第5 粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき具体的実施事項

- 1 アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策

(1) 改正粉じん則及び改正じん肺法施行規則の内容に基づく措置の徹底)

平成 24 年 4 月 1 日施行された次の作業について改正され新たに必要な措置の周知徹底を図る

- ① 屋外で金属をアーク溶接する作業
 - ・呼吸用保護具の使用
 - ・休憩設備の設置
 - ・じん肺健康診断の実施
 - ・じん肺健康管理実施状況報告の提出
- ② 屋外で岩石・鉱物の裁断等する作業
 - ・呼吸用保護具の使用

(2) 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の改善

屋内でのアーク溶接作業の局所排気装置、プッシュプル型換気装置、ヒューム吸引トーチ等が望ましいため、その使用の推進を図る

(3) 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

ア 保護具着用管理責任者の選任

衛生管理者等からの選任

イ 呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進

保護具着用管理責任者の職務

① 呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導

② 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄

③ 呼吸用保護具のフィルターの交換の基準を定め、フィルターの交換日等を記録する台帳を整備すること等フィルターの交換の管理

ウ 電動ファン付き呼吸用保護具の使用について

着用が義務付け作業以外の作業の着用することが望ましいため、その着用の推進

(4) 健康管理対策の推進

ア じん肺健康診断の実施の徹底

じん肺法に基づく、じん肺健康診断の実施及び事後措置（粉じんばく露低減措置又は作業転換措置）の徹底およびじん肺健康管理実施状況報告の毎年の提出

イ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理教育の推進およびじん肺有所見者に対する「肺がんに関する検査」の実施及び積極的な禁煙への働きかけ

(5) じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

アーク溶接作業へのじん肺予防及び健康管理のために必要な教育の実施

2 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

(1) 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等

局所排気装置等の設置及び湿潤化の措置の徹底

(2) 特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及を通じた作業環境の改善

屋内で手持式又は可搬式動力工具を用いて金属等の研磨作業を行う場合も上記措置が望ましいため、局所排気装置等の設置及び湿潤化の推進

(3) 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施

ア 局所排気装置等における検査・点検責任者の選任

局所排気装置等の定期自主検査講習修了者等からの選任

イ 局所排気装置等の検査及び点検の実施

「検査・点検責任者」の定期自主検査及び点検、補修等の実施

(4) 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底

作業環境評価基準に基づく評価の実施及びその結果に基づく改善措置の内容の記録・保存の実施

(5) 特別教育の徹底

特定粉じん作業に常時従事する労働者に対する特別教育の実施

(6) 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

ア 保護具着用管理責任者の選任

衛生管理者等からの選任

イ 呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進

保護具着用管理責任者の職務

① 呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導

② 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄

③ 呼吸用保護具のフィルターの交換の基準を定め、フィルターの交換日等を記録する台帳を整備すること等フィルターの交換の管理

ウ 電動ファン付き呼吸用保護具の使用について

着用が義務付け作業以外の作業の着用することが望ましいため、その着用の推進

(7) たい積粉じん対策の推進

ア たい積粉じん清掃責任者の選任

粉じん作業を行なう屋内作業場につき、毎日の清掃を行なう責任者の選任

イ たい積粉じん除去のための清掃の推進

たい積粉じん清掃責任者の指揮の下で毎日の清掃及び月 1 回以上のたい積粉じん除去のための掃除の実施)

(8) 健康管理対策の推進

ア じん肺健康診断の実施の徹底

じん肺法に基づく、じん肺健康診断の実施及び事後措置（粉じんばく露低減措置又は作業転換措置）の徹底およびじん肺健康管理実施状況報告の毎年の提出

イ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理教育の推進およびじん肺有所見者に対する「肺がんに関する検査」の実施及び積極的な禁煙への働きかけ

3 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

(1) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底

「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」（平成 12 年 12 月 26 日付け基発第 768 号の 2）・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基

づく対策の徹底。

「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出の際、ガイドライン内記載の「粉じん対策に係る計画」を添付が必要。

必要に応じ、建設業労働災害防止協会の「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」（平成24年3月）参照。

（次の作業の呼吸用保護具は電動ファン付き呼吸用保護具に限る。※予備電池や休憩室での充電設備の備え付けが必要）

- ① 動力を用いて鉱物等を掘削する場所における作業
- ② 動力を用いて鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
- ③ コンクリート等を吹き付ける場所における作業

(2) 健康管理対策の推進

ア じん肺健康診断の実施の徹底

じん肺法に基づく、じん肺健康診断の実施及び事後措置（粉じんばく露低減措置又は作業転換措置）の徹底およびじん肺健康管理実施状況報告の毎年の提出

イ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理教育の推進およびじん肺有所見者に対する「肺がんに関する検査」の実施及び積極的な禁煙への働きかけ

(3) 元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づき、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等の実施

4 その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策

その他の粉じん作業又は業種についても、作業環境測定の結果、新規有所見者の発生数、職場巡視の結果等を踏まえ、上記の措置に準じた粉じん障害防止対策の推進

5 離職後の健康管理

(1) 離職するじん肺有所見者等に対する健康管理対策の推進

じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、離職者自らの健康管理方法を記載した「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」の配布

(2) 健康管理手帳交付申請の周知

既に離職している者及び離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法について周知

(3) その他

粉じん作業に従事させたことがある労働者が、離職により事業者の管理から離れるに当たり、雇用期間内に受けた最終のじん肺健康診断結果証明書の写し等、離職後の健康管理に必要な書類をとりまとめ、求めにより労働者に提供する。